

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

掛環境第 16 号－ 2

令和 8 年 5 月 1 日

（住所） 静岡県御前崎市宮内 2 4 8 番地の 5

（会社名）株式会社アドバンス中部サービス

代表取締役 高瀬 晴康 様

掛川市長 久保田 崇



令和 8 年 4 月 3 日付け廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定による許可の申請について、次のとおり許可します。

許 可 番 号	2 4 号
営 業 所 の 所 在 地	静岡県御前崎市佐倉 2 9 7 5 番地の 1
営 業 所 の 名 称	株式会社アドバンス中部サービス
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 高瀬 晴康
業 務 の 内 容	事業系一般廃棄物の収集・運搬
取扱一般廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された事業系一般廃棄物 （し尿・浄化槽汚泥を除く）
営 業 の 区 域	掛川市内 全域
許 可 期 間	令和 8 年 6 月 6 日 から 令和 10 年 6 月 5 日 まで（更新）
条 件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等、廃棄物に関する法令を遵守し、違反したときは、この許可を取り消すことがある。 (2) 排出事業者が排出した適正に分別されていない廃棄物及び環境資源ギャラリーに持ち込むべきでない廃棄物は、収集業者の責任において判断し、環境資源ギャラリーに持ち込まないこと。 (3) 収集運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有するよう従業員教育を徹底し、排出事業者への適正排出指導についても収集事業者の責務として取り組むこと